

市第28号議案

福祉保健活動拠点の指定管理者の指定

次のように福祉保健活動拠点の指定管理者を指定する。

令和 7 年 9 月 9 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

名 称	指 定 管 理 者		指 定 の 期 間
	所 在 地	名 称	
横浜市鶴見区福祉保健活動拠点	鶴見区鶴見中央 四丁目37番37号	社会福祉法人横浜市鶴見区社会福祉協議会 会長 渡 邊 浩	令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで
横浜市神奈川区福祉保健活動拠点	神奈川区反町 1 丁目 8 番地の 4	社会福祉法人横浜市神奈川区社会福祉協議会 会長 河 原 史 郎	同
横浜市南区福祉保健活動拠点	南区浦舟町 3 丁目46番地	社会福祉法人横浜市南区社会福祉協議会 会長 吉 井 肇	同
横浜市港南区福祉保健活動拠点	港南区港南四丁目 2 番 8 号	社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会 会長 荻久保 頼 則	同
横浜市保土ケ谷区福祉保健活動拠点	保土ケ谷区川辺町 5 番地の11	社会福祉法人横浜市保土ケ谷区社会福祉協議会 会長 堀 功 生	同
横浜市旭区福祉保健活動拠点	旭区鶴ヶ峰一丁目 6 番地の35	社会福祉法人横浜市旭区社会福祉協議会 会長 渡 邊 多喜男	同
横浜市磯子区福祉保健活動拠点	磯子区磯子三丁目 1 番41号	社会福祉法人横浜市磯子区社会福祉協議会 会長 小宮山 滋	同
横浜市金沢区福祉保健活動拠点	金沢区泥亀一丁目21番 5 号	社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会 会長 鈴 木 正 徳	同

横浜市港北区福祉保健活動拠点	港北区大豆戸町 13番地の1	社会福祉法人横浜市港北区社会福祉協議会 会長 関 治 美	同
横浜市緑区福祉保健活動拠点	緑区中山二丁目 1番1号	社会福祉法人横浜市緑区社会福祉協議会 会長 松 浦 正 義	同
横浜市都筑区福祉保健活動拠点	都筑区荏田東四 丁目10番3号	社会福祉法人横浜市都筑区社会福祉協議会 会長 村 田 輝 雄	同
横浜市戸塚区福祉保健活動拠点	戸塚区戸塚町16 7番地の25	社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 会長 寺 尾 正 彦	同
横浜市栄区福祉保健活動拠点	栄区桂町279番 地の29	社会福祉法人横浜市栄区社会福祉協議会 会長 田 中 健 次	同
横浜市泉区福祉保健活動拠点	泉区和泉中央南 五丁目4番13号	社会福祉法人横浜市泉区社会福祉協議会 会長 貝 沼 貞 夫	同
横浜市瀬谷区福祉保健活動拠点	瀬谷区二ツ橋町 469番地	社会福祉法人横浜市瀬谷区社会福祉協議会 会長 福 田 愛一郎	同

提 案 理 由

横浜市鶴見区福祉保健活動拠点等の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地 方 自 治 法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）

